

浜田市風力発電事業に関するガイドライン

1. 目的

当市では、浜田市環境基本計画や浜田市地球温暖化対策実行計画を策定し、資源循環型社会の構築と地球温暖化防止への寄与を目指しています。更に省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を進める上では、生活環境の保全や自然環境との調和も大切であると考えています。

本ガイドラインは、当市において、特に、大型風力発電事業に係る設備（以下「設備」という。）の新設、増設又は改修（以下「新設等」という。）を行うに当たり、国や島根県の各種法令や環境指針などに定めるもののほか、当該設備の新設等を行う者（以下「事業者」という。）が地域及び住民に対して配慮すると共に調整すべき項目やその目安を定めることにより、事業者による自主的な適正設備の新設等及び管理運営を促すことを目的とします。

2. 対象

本ガイドラインの対象となる大型風力発電事業は、全高 20 メートル以上の設備の新設等（既存の設備に係る新設等を含む。）とします。

ただし、国又は地方公共団体が実施するものを除きます。

3. 事業主体

事業者として適していると判断する目安は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 日本国内で概ね 2 年以上、7,500kw 以上の大型風力発電事業を行った実績の有無
- (2) 過去に前号の大型風力発電事業を実施する中で、当該地域との間で大きなトラブルの有無
- (3) 将来にわたる当該大型風力発電事業の継続性の見込み及び事業開始後少なくとも 10 年間における第三者への売却、譲渡、貸付等の可能性の有無
- (4) 自然災害や事故等の緊急事態が発生した場合に、迅速に復旧対応することができる態勢の有無
- (5) 事業計画段階から設備の新設等の後においても、地域住民からの意見、要望等に対し、誠実に対処する姿勢の有無

4. 事業抑制区域及び設備設置可能場所

- (1) 設備の新設等を行うことが適さない区域（以下「事業抑制区域」という。）は、次のいずれかに該当する区域とします。

- ア 上水道の水源に係る取水地点から半径 1 キロメートル周辺域
- イ 特に環境の保全が求められる国県が指定する自然公園等の地域
- ウ その他市長が不適と認めた区域

- (2) 設備の新設等を行うことが適当である場所は、事業抑制区域以外の区域内であって、住宅から 600 メートル又は設備の全高の 4 倍以上の距離のいずれか長い距離を離れた場所とします。

5. 住民説明会

- (1) 事業者は、設備の新設等を行おうとする場所から 1 キロメートル以内に存する自治会等に対し、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 4 の規定により主務大臣に配慮書を送付する日（同法に基づく手続によらない設備の新設等については、事業着工日。以下「着工日」という。）の 1 年前の日以前に、住民説明会を開催し、住民の理解を得てください。
- (2) 事業者は、当該地域の活動支援、生活支援、住環境整備、雇用創出など、地域の振興に寄与するような貢献策がある場合には、住民説明会で提案してください。

6. 報告書の提出

事業者は、本ガイドラインに適合していることを示すため、浜田市風力発電事業ガイドライン適合報告書（様式第 1 号）を着工日の概ね 1 年前の日以前に市長に提出してください。

7. 市長意見

- (1) 市長は、前項の報告書の提出があったときは、内容を精査し、本ガイドラインに適合していると認められない場合は、意見書（様式第 2 号）により、その旨を事業者に通知します。
- (2) 市長は、環境影響評価法に基づく市長意見を提出するときは、同法その他特別の定めに加え、本ガイドラインの適合項目を参考として当該市長意見を提出します。

8. 補 則

本ガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

- 1 本ガイドラインは、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

（経過措置）

- 2 本ガイドラインは、着工日が本ガイドラインの施行の日以後の設備の新設等について適用します。ただし、既に環境影響評価法に基づく手続中のものであっても、同法に基づく市長意見については、本ガイドラインの規定を参考にします。

様式第 1 号

令和 年 月 日

浜田市長 様

住所
報告者（法人の場合は所在地）
氏名
（法人の場合は名称及び代表者氏名）

浜田市風力発電事業ガイドライン適合報告書

浜田市風力発電事業ガイドラインに基づき、以下の内容を報告します。

なお、ガイドライン第 7 項第 1 項の規定により通知を受けた場合、その意見書を市民に公表することもあることに同意します。

1	事業の名称	
2	事業主体	
3	株主（主な）	
4	建設着工予定日	
5	規模（基数、Kw）	
6	開発面積	
7	担当部署	
8	担当者氏名	
9	連絡先	Tel E-mail
10	関係書類	1 事業計画の概要 （事業者の概要・目的・事業内容・スケジュール） 2 事業予定地の位置図 3 主要な展望地から景観の変化を予測した合成図等 4 住民説明会については、対象地域、開催日時、周知者数、質疑応答等の内容が分かる資料及び説明会で使用した資料等を添付してください。 5 その他関係する資料

（裏面あり）

様式第 1 号

事業主体に関すること

No.	項 目	該当の有無	証する資料
1	日本国内で概ね 2 年以上、7,500kw 以上の大型風力発電事業を行った実績の有無。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	過去に前号の大型風力発電事業を実施する中で、当該地域との間で大きなトラブルの有無。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3	将来にわたり当該大型風力発電事業の継続性が見込まれ、事業開始後少なくとも 10 年間は第三者への売却、譲渡、貸付等の可能性の有無。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4	自然災害や事故等の緊急事態が発生した場合に、迅速に復旧対応することができる態勢の有無。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5	事業計画段階から設備の新設等の後においても地域住民からの意見、要望等に対し、誠実に対処する姿勢の有無。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

事業抑制地域及び設備設置可能場所に関すること

No.	項 目	該当の有無	証する資料
1	上水道の水源に係る取水地点から半径 1 キロメートル以上離れている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	西中国山地国定公園、浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域並びに「日本の棚田百選」に選出された都川及び室谷の棚田地域を除く区域である。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3	事業抑制区域以外の区域内であって、住宅から 600 メートル又は設備の全高の 4 倍以上の距離のいずれか長い距離を離れている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

住民説明会に関すること

No.	項 目	該当の有無	証する資料
1	住民説明会の開催	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	地域の振興に寄与するような貢献策の提案	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

様式第2号

環 第 号
令和 年 月 日

住所

(法人の場合は所在地)

氏名

(法人の場合は名称及び代表者氏名)

浜田市長 久保田 章市
(環 境 課)

浜田市風力発電事業ガイドライン意見書

年 月 日付けで提出のありました浜田市風力発電事業ガイドライン適合報告書の内容を精査した結果、下記のとおり当該事業は浜田市風力発電事業ガイドラインに適合していると認められない旨通知します。

記

賛同しない理由

(第○項○号に適合していない)

その他附帯意見